

上山市みらいの学校構想検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、A I 等による教育D Xの進展、経済活動のグローバル化及び少子化による児童生徒の減少等の社会変化に対応した教育環境づくりが求められるなか、広く有識者等から意見を聴取し、本市小・中学校の将来のあり方を示す「上山市みらいの学校構想」を策定するため、上山市みらいの学校構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、上山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育長に答申する。

- (1) 未来に夢と志がもてる魅力ある学校づくりに関すること。
- (2) 時代に対応した教育環境整備の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15名程度で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 小・中学校保護者代表
- (2) 小・中学校校長会代表
- (3) 地域関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から教育長への答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会を円滑に進めるため、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。